

令和3年4月27日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和元年(ワ)第404号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和3年2月9日

判 決

5

山梨県

原 告

X

同法定代理人親権者

X 父

同法定代理人親権者

X 母

同訴訟代理人弁護士

X 弁護士

10

山梨県

被 告

Y

同法定代理人親権者

Y 母

同所

被 告

Y 母

15

山梨県

被 告

Y 父

上記3名訴訟代理人弁護士

Y 弁護士

同

主 文

20

原告の請求をいずれも棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告らは、原告に対し、連帯して550万円及びこれに対する平成28年6

25

月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、原告が、中学1年ないし2年生であった平成27年から平成28年6月までの間、同級生であった被告 Y (以下「被告 Y」という。) から「臭い」と言われるなどのいじめを受け、急性ストレス反応、適応障害を発症して登校できなくなったなどと主張して、被告 Y に対し、民法709条に基づき、被告 Y の両親である被告 Y 母 (以下「被告 Y 母」という。) 及び被告 Y 父 (以下「被告 Y 父」という。) に対し、同法709条又は同法714条に基づき、慰謝料500万円と弁護士費用50万円の合計550万円及びこれに対する不法行為の後の日である平成28年6月8日から支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める事案である。

1 前提事実(後掲の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実。証拠を掲記しない事実は当事者間に争いがない。)

(1) 原告(平成14年1月—日生)は、日本国籍の母とアメリカ合衆国籍の父との間の長女である(弁論の全趣旨)。

原告は、平成28年6月当時、山梨市立 A 中学校(以下「本件中学校」という。)の2年生であった。

(2) 被告 Y は、平成28年6月当時、本件中学校の2年生であり、原告のクラスメートであった(弁論の全趣旨)。

被告 Y (平成14年1月—日生)は、被告 Y 父と被告 Y 母との間の二女であり、平成27年及び平成28年当時、被告 Y 父及び被告 Y 母は、いずれも被告 Y の親権者であった(甲1)。

(3) 原告は、平成28年6月7日、自宅において、ロングヘアを母に切ってもらってショートヘアにしたところ、翌8日、本件中学校の教諭が、原告の髪をさらにカットした(乙1)。

(4) 原告は、平成28年6月9日以降、ほぼ不登校の状態となった(甲3、乙1)。

- (5) 原告は、平成28年11月8日付けで、山梨県立北病院において、「適応障害（現在）、急性ストレス反応（当時）、特定不能の広汎性発達障害」と診断された（甲4）。

2 争点及び争点に関する当事者の主張

(1) 被告 Y の行為の違法性

(原告の主張)

ア 被告 Y は、原告に対し、特にテニス部の女子生徒を中心に、以下のようないじめ行為を行い、平成28年6月に原告が登校できなくなるまで継続した。

(ア) 被告 Y は、入学直後から、原告に対し、敵視するような素振りを見せており、平成27年6月頃、美術の授業の際に、原告のスケッチブックを見て、「きもい」又は「気持ち悪い」などと発言し、原告に悪意を向けていた。

美術の時間には、美術の先生が、「向かいの席の人を描きなさい」と指示し、原告は、向かいの席の被告 Y を被写体として描いたのに、被告 Y は、原告ではなく、隣に座っていた女子テニス部の同級生を描いており、何らかの理由で原告を嫌っていたのではないかとと思われる。

(イ) 被告 Y は、原告と席が隣り合わせとなった平成27年10月頃から、友人らと原告の体臭のことを取り上げ、原告のことを「臭い」などと発言した。

被告 Y は、平成27年10月か同年11月頃、原告及び被告 Y が本件中学校の女子更衣室内にいた際、部屋の隅の方に女子テニス部員4名が集まり、原告に聞こえるか聞こえないかくらいの声で、「原告が臭い」という趣旨の発言をし、その発言は原告の耳にも入った。

(ウ) 被告夢衣は、平成27年10月頃、席替えて隣席となった原告との間で、机を離して座るようになり、マスクを着けたり、顔をしかめるよう

な行動を取った。

(エ) 被告 Y は、ノートの端に「臭い」と書いて、隣席にいる原告に見えるようにしていたことがあった。

(オ) 被告 Y は、中学1年の3学期になり、再度の席替えで原告と被告 Y が、廊下側と窓側というほぼ反対側の席に着くようになると、しばしば原告をじろじろと注視したり、にらんだり、時に原告をちらちら見ながら、他の女子生徒らに耳打ちするといった行為をするようになった。

イ(ア) 原告は、コーカソイド（いわゆる白人種）とのハーフであるが、人と比べて体臭に問題がある訳ではないし、仮に体臭に違いがあったとしても、それは本人が生まれ持ったもので、肌の色等と同じく身体的特徴の一つである。特に人種によって体臭も異なるのであるから、肌の色によって人を差別してはいけないのと同様、それを指摘すること自体、基本的に正当化されない。

イ(イ) 被告 Y 自身が、健康上の問題を抱えていて、どうしても原告の体臭の問題を口にせざるを得ないという場合であったとしても、個別に担任の教員等に相談すればよい話であり、原告に対する直接的な行為で表現する必要はないし、友人間において、原告の体臭について、原告の耳に入るような状況下で話題にする必要もない。

被告 Y の臭覚が過敏であるというのであれば、体育の後は多くの生徒が汗臭い臭いがするであろうし、更衣室等は容易に利用し難い場所ではないかと思われるのに、被告 Y は特に気にすることなく、皆と一緒に更衣室を利用していた。原告の体臭にだけ反応し、そのほかの臭い（体臭）には一切反応しない症状があるとは考え難い。

また、被告 Y が、原告の体臭で頭痛がする程深刻な体調不良に陥ったのであれば、医療機関を受診して原因を探ってもよいはずであるが、そのような様子もなく、養護教諭に自身の嗅覚のことを相談したことも

ない。

以上の点からすれば、被告 Y が、他者よりも特に臭いに過敏であるとは到底いえない。

5 ウ 本件中学校では、「いじめ」とは、「当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該生徒等が心身の苦情を感じているものをいう。」と定義されている。

10 被告 Y が行った上記ア(ア)ないし(カ)の各行為は、以下に述べるとおり、原告の心身に苦痛を感じさせるものだったのであって、原告に対する「いじめ」に当たる。被告 Y は、原告に対し、意図的にいじめ行為を繰り返しており、具体的な状況、行為の継続性等を総合的に勘案すれば、社会通念上許される限度を超えている。

15 (ア) 被告 Y は、直接原告に対し、「臭い」と言ったのではないが、むしろ本人に対して直接言うよりも陰湿なものであり、本人に聞こえるように本人を侮辱したり、名誉を傷付けたりする発言をすることで、当該意見に対する同調者等を作り、集団として本人をやめするような環境になるのであって、それを聞いた原告の精神的苦痛は大きい。

20 (イ) 被告 Y がマスクを掛けたり、原告との席を離したりすれば、当然ほかの生徒もそれを視認することになり、被告 Y が原告の体臭を話題にしていることを知っている者からすれば、被告 Y が、原告の体臭を理由に、マスクをしたり席の移動をしていることも分かるのであり、そのような環境下に置かれれば、原告が、自らがからかわれている、いじめられていると受け取ってしかるべき行為である。

(被告らの主張)

25 ア(ア) 被告 Y のスケッチブックを確認したところ、同級生の絵を描いたものではなく、被告夢衣自身の自画像を描いた絵だけが残されていたことか

らすると、美術の教師が向かいの席の人を描くよう指示したという前提に誤りがあり、被告 Y が原告のスケッチブックをのぞきこんだという事実もない。

原告の主張どおりであるとすれば、被告 Y が見た絵は同被告の肖像であり、その真意としては、自分が第三者からはこのように映っていることを認識し、自らを卑下して「きもい」と発言した可能性が高い。

(イ) 被告 Y は、原告のいないテニス部の部室等で、原告の体臭を話題にしたことはあったが、原告に聞こえよがしに体臭のことを話題にしたわけではない。

原告の体臭に関する悩みは、女子テニス部の部員の共通認識であり、原告 Y が、「原告が臭い」等と言い出し広めたものではない。

(ウ) 被告 Y が原告の臭いが気になり始めたのは、原告と隣席になった平成 27 年 10 月以降であり、原告と机を少し離して座るようになったこと、マスクを着けたり、顔をしかめることがあったことは認める。

(エ) 被告 Y が、ノートの端に「臭い」と書いて、隣席にいる原告に見えるようにしたことはない。

イ 原告の体臭については、被告 Y のみならず、気にしていた者はおり、平成 28 年 5 月 24 日には、3 人ものクラスメートが、原告の体臭が原因で給食が食べられないとの苦情を本件中学校に申し入れた（乙 1・17 頁）。また、原告の母も、山梨市長に宛てたとされる手紙で、原告の体臭が、「親でも気になるようになった」などと述べている（乙 1・15 頁）。

ウ いじめ防止対策推進法 2 条は、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にあるほかの児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が精神的苦痛を感じているもの」を「いじめ」と定義しているが、笛川中いじめ調査委員会が「いじめ」と認定したことをもって、不法

行為に該当するものではない。

(ア) 被告 Y が原告の体臭を話題にしたのは、原告の体臭に関する悩みを親しい友人である女子テニス部員に打ち明けたにすぎない。

(イ) 被告 Y が顔をしかめたのは、人間である以上反射的にとってしまう行動の一つであり、マスクをしたり、原告の席から自分の席を少し離れたのも、被告 Y が感じる臭いを軽減するために取ったやむを得ない行動であって、いじめと評価することはできない。

(ウ) 被告 Y の行動のうち、マスクを掛けたり、原告と席を離したり、体臭に顔をしかめたような行動が原告に不快感を与えてしまったことは否定しないが、無意識にとられる行動であったり、自分の健康面を保つためにとられた行動であり、客観的に見ても、原告をからかうような意図は看取されず、被告 Y の行動は、社会通念上許される限度を超えない。

(2) 被告夢衣の行為の違法性阻却事由

(被告らの主張)

仮に、原告において、被告 Y による、マスクをしたり、原告との席を離したり、顔をしかめるといった行動をいじめと感じたとしても、被告 Y は、原告の発する臭いから来る頭痛等に悩まされ、自己の身体を防衛するための行動をしたにすぎないのであるから、正当防衛行為（民法720条1項）として違法性が阻却されるべきである。

(原告の主張)

被告 Y の主張は争う。

被告 Y の一連の行為は、自己の健康被害を防止するということではなく、体臭について、原告がコーカソイドとのハーフであることをもっていじめの対象としてされたものである。

(3) 原告主張の傷病と被告 Y の行為との因果関係

(原告の主張)

原告は、被告 Y によるいじめ行為に端を発して、甚大な身体的、精神的苦痛を受け、急性ストレス反応に罹患し、その後適応障害を発症した。

原告が不登校となったのは、本件中学校において教師に髪を切られた後のことであるが、原告は、入学直後から被告 Y から嫌悪感を示される行為を受け、席が隣になった秋口からは、体臭をからかいの対象とされ、精神的負荷がかかった中で学校生活を送っていたものであり、教員による髪切り行為のみならず、被告夢衣からいじめを受けたことによるストレスの累積が影響して、適応障害に罹患し、長期間不登校となったものであるから、原告の傷病と被告 Y のいじめ行為との間には、因果関係がある。

(被告らの主張)

原告が急性ストレス反応、適応障害に罹患したことが事実であるとしても、その傷病は被告 Y のいじめ行為に起因するものではない。

原告は、中学2年に進級後平成28年6月8日まで、欠席がみられないところ、同日、本件中学校の教員が、原告の頭髪を整えるためにその髪を切ったことを直接のきっかけとして、不登校になったものであり、原告の傷病と被告夢衣の行為との間に相当因果関係はない。

原告の診断書(甲4)にも、教師が髪を切ったことが疾患の原因であることを示唆する記述がある一方、被告 Y の行為等が疾患の原因であることを示す記述はないし、いじめ調査委員会においても、同被告の行為それ自体を取り上げて不登校の原因ないし疾患の原因とは認定していない。

(4) 被告 Y 母及び被告 Y 父の損害賠償責任

(原告の主張)

ア 被告 Y 母及び被告 Y 父は、親権者として、被告 Y に対し、人種、肌の色や髪の色、体臭といった個人的特徴をもって、差別してはいけないということを教育すべきであったのに、その教育をしてこなかったために、被告夢衣は、原告に対し、その体臭を指摘してからかうなどのいじめ行為を

したものであり、原告に対し、不法行為責任を負う。

イ 被告Ｙは責任能力を有していると解されるものの、仮に同被告に責任能力がない場合には、被告Ｙ母及び被告Ｙ父は、民法７１４条に基づき、原告に対し不法行為責任を負う。

5 (被告Ｙ母 及び被告Ｙ父の主張)

ア 原告の主張アは争う。

責任能力ある未成年者の親権者が、民法７０９条による不法行為責任を負うか否かは、監督義務違反があったかどうかによるところ、被告Ｙ母及び被告Ｙ父は、被告Ｙが、原告において問題とされるような行動に及んでいる事実すら知らず、学校からの呼出し等でそれを知る機会もなく、指導のしようもなかったのであるから、監督義務違反があったとは考え難い。

イ 原告の主張イは争う。

被告Ｙは、原告主張のいじめ行為の当時、中学１年ないし２年生であって、自己の行為の責任を弁識する能力を有しており、責任能力は十分にあった。

(5) 原告の損害

(原告の主張)

原告は、急性ストレス反応に罹患し、適応障害を発症し、通院治療を余儀なくされ、本件中学校に登校することができなくなり、高校に進学したものの、やはり登校が困難な状態が継続しており、単位取得も難しく、３年間で高校卒業が不可能な状況にある。

このような原告の身体的、精神的苦痛、生活に困難を来したという社会的、経済的状況を考慮すれば、慰謝料は５００万円を下らない。

また、被告らが原告の請求を拒絶したことから本訴を提起せざるを得なくなったのであり、弁護士費用は５０万円とみるべきである。

(被告らの主張)

被告 Y に、原告に対する何らかの不法行為があるとしても、「臭い」と言われたように感じたことなどに対する精神的苦痛にとどまり、急性ストレス反応、適応障害といった精神疾患に罹患したことにより発生した損害について被告らが責任を負う理由はない。

第3 争点に対する判断

1 認定事実

前提事実、掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 原告と被告 Y は、平成27年4月、本件中学校に入学して初めて知り合った。

本件中学校は、1学年一クラス、生徒数は37、8人で、原告と被告 Y は、親しい友人のグループを異にしていた（原告1、17頁、被告夢衣1頁）。また、原告は吹奏楽部に、被告 Y はテニス部にそれぞれ所属していた（乙4）。

- (2) 原告と被告 Y は、平成27年6月頃、美術の時間に、4人で一つのグループになって、机を「田」の形につなげて授業を受けた際、教諭が、正面に座っている人の似顔絵を書くよう指示したことから、原告は、正面に座っていた同被告の似顔絵を書いた。被告 Y は、原告がスケッチブックに描いていた同被告の似顔絵を見て、小さな声で「きもい」などと発言したため、原告は、その絵を消しゴムで消した（甲8、乙4、原告1ないし3頁）。

- (3) 原告と被告 Y は、平成27年10月頃、席替えにより、隣同士の席になった（甲8、乙4）。

被告 Y は、その頃から原告の体臭を気にするようになった（乙4）。

- (4) 被告 Y は、原告の体臭が気になることを、原告に対して直接告げる又は担任教諭に相談することはためらわれたため、両親である被告 Y 母及び被告 Y 父にその旨相談した。被告 Y 父は、被告 Y の悩みが深刻なものであると

受け止め、平成27年10月下旬か同年11月上旬、担任の 甲 教諭（以下「甲 教諭」という。）に相談したところ、甲 教諭から、デリケートな問題なので、原告に直接指導することは難しい旨言われた。甲 教諭は、被告 Y との教育相談の際にも、原告に直接指導することは難しい旨を述べるとともに、原告と近くにならないように配慮した席替えについても言及したが、同被告から、今までと同じ方法で大丈夫である旨の返答があったことから、教室の隅に竹炭を置くといった防臭措置のみを行った。（甲3、乙1・4、19頁、乙4、被告 Y 4頁）

(5) 被告 Y は、原告の体臭を感じるのを減らすため、マスクをしたり（時には二重にマスクをすることもあった。）、隣席である原告との席の間を少し空けたりするようになり、また、原告の体臭を感じると顔をしかめたり、原告のことを気にして原告の方を見たりすることもままあった（甲8、乙4、原告7頁、被告 Y 3、11頁）。

(6) 被告 Y は、テニス部の女子部員ら4人くらいとの間で、原告の体臭について何度か話したことがあり、更衣室内で小さな声でその話をした際には、その会話を原告が漏れ聞いたということがあった（甲8、原告4、5頁、被告夢衣5頁）。

(7) 原告は、平成27年11月に本件中学校で実施された「教育相談事前アンケート（いじめに関するアンケート（中学生版））」において、「くさいと言われる」と記載した。甲 教諭は、原告との二者面談の際、原告が、小学校のときに臭いと言われていた、今はないなどと話したことから、特段の対応はしなかった。（甲8、乙1・4、13頁）

(8) 中学1年の3学期（平成28年1月）に席替えが行われ、原告と被告 Y は、廊下側と窓側という離れた席になった（甲8）。

被告 Y は、この頃、マスクの着用をやめたが、時々原告のことを見るがあった。原告は、担任の甲 教諭に対し、特定の生徒がにらんでくる

と訴えたことから、同教諭は、被告 Y に対し、個別指導を行った。被告 Y は、甲教諭に対し、原告が気になるから見てしまう旨を述べ、同教諭は、できるだけ気になったときも見ないように意識してもらえるとよい旨述べた。
(甲 8, 乙 1・4, 19 頁, 被告 Y 5 頁)

5 (9) 原告のクラスメート 3 名は、平成 28 年 5 月 24 日、養護教諭に対し、原告の体臭が気になる、給食が食べられないなどと相談し、養護教諭が、体臭のことを話題にしないよう諭すなどしたことがあった(乙 1・18, 22 ないし 24 頁)。

10 (10) 原告は、平成 28 年 6 月初めに実施された「教育相談事前アンケート(いじめに関するアンケート(中学生版))」でも、「友達から臭いと言われたり、悪口を言われたり、クラスのほとんどからさけられた」などと記載した(甲 8, 乙 1・15, 18 頁)。

15 (11) 原告のアンケート結果や、クラスメート 3 名による養護教諭への相談内容を確認した Y 教諭、養護教諭及び他の教諭の 3 名は、平成 28 年 6 月 6 日、原告に対し、「衛生指導」を行った。その際、原告は、多くの人ではなく、同じ人に体臭のことについて言われる旨を訴えるとともに、体臭のことを指摘される心当たりについて聞かれると、ボイラーが壊れているのでお風呂に入っていない、父が朝、まきでお風呂を沸かしているが、朝お風呂に入ると、髪が長いし、ドライヤーがなく髪が乾かないので入れないなどと話し、
20 養護教諭は、髪を洗えなければ学校で洗ってもいいし、そういう子も他の学校にはいる、思春期はみんな臭いに敏感になっているなどと話した。その会話の中で、原告は、髪を切ってベリーショートにしようと思っているなどと話したことがあった。(乙 1・13, 18, 19, 25 ないし 27 頁)

25 (12) 原告は、平成 28 年 6 月 7 日夜、自宅で、寝ていた母を起こして、長かった髪を切り、ショートヘアにしてもらった(乙 1・27, 28 頁)。

原告が、同月 8 日登校したところ、放課後、本件中学校の教諭が、ふぞろ

いな部分を整えると称して、原告の髪をさらに切った（乙1・29 ないし 31 頁）。

13 原告は、中学1年時は欠席が8日間（風邪、体調不良）、遅刻が1日であり、中学2年に進級した後も平成28年6月8日までは欠席が無かったが、
5 同月9日以降、体調不良等を理由として、本件中学校を欠席したり、登校しても担任面接を受けるだけで授業に出ないなど、ほぼ不登校の状態となり、そのまま本件中学校を卒業した（甲3、乙1）。

14 原告の母は、平成28年7月4日付けで、山梨市長に宛てた手紙を作成し、原告の体臭について、「思春期に入る小学校高学年より、・・親でも気になるようになったことから、制汗剤の使用を学校側に申し入れて、持込みを許可してもらっていた経緯がありました」「緊張してばーっと汗をかくとか演奏して汗をかくとか、体育して汗をかくと、短時間ですごい・・・が出るんですよ」「朝ちゃんと、綺麗な状態で送り出して部活終わって帰ってきたらすんごい・・・わけですよ」「父親の体質を受け継いでおり、着替えを用意するとか、制汗剤等の使用など、抜本的対策には家庭の協力が不可欠であろうと考えます」などと記載した（乙1・15、24 頁）。

15 原告は、平成28年11月8日付けで、山梨県立北病院において、「適応障害（現在）、急性ストレス反応（当時）、特定不能の広汎性発達障害」と診断された（甲4）。

20 16 笛川中学校いじめ問題調査委員会は、平成29年2月、職員、生徒、原告等に聴き取り調査を行い、原告「本人にとっては」いじめがあった、それが不登校の要因・背景であると判断した（甲3）。

2 争点(1)（被告 Y の行為の違法性）について

(1) 認定できる被告 Y の行為について

25 ア 上記1のとおり、被告 Y は、①平成27年6月頃、美術の授業の際に、教諭の指示により原告が描いていた被告 Y の似顔絵を見て、小さな声で

「きもい」などと発言したこと、②原告の隣の席であった間、マスクをしたり（時には二重にマスクをした。）、原告の席との間を少し空けたりしたこと、③原告の体臭を感じると、顔をしかめたことがあり、原告と席が離れた後も、原告の様子を気にして原告のことを見るがあったこと、④女子テニス部員との間で、原告の体臭について話をしたことが何度かあり、更衣室で話をしていた際には、原告にその話を聞かれたことがあったことが認められる。

イ(ア) 被告 Y は、その本人尋問において、原告の描いた絵を見て「きもい」などと発言したことについては記憶にない旨述べる（被告 Y 3, 10, 11 頁）。

しかし、被告 Y は、その陳述書（乙 4）においては、原告「の絵を私が覗きに行って、「キモイ」と発言したとありますが、確かにそうした発言があったかも知れませんが、被写体が私であることからして、私が周りから描かれている絵のように見られている恥ずかしさから「キモイ」と言ったのではないかと考えています」と記載しており、原告の絵を見て「キモイ」という発言をした可能性を否定しておらず、被告らの準備書面 2 においても、同旨の主張をしていたことに照らすと、きもい又は気持ち悪いと言われた旨の原告の供述（甲 8, 原告 3 頁）は信用できるといふべきである。

イ(イ) 被告 Y は、その本人尋問において、女子テニス部員の友人らとの間で、原告の体臭のことを話題にしたのは、テニスコートであって、女子更衣室内でそのような話をしたことはないし、原告に聞こえるような場所でそのような話をしたこともないと供述する（被告夢衣 4, 5 頁）。

しかし、原告が、特定のクラスメートが自分の体臭の話をするのを耳にし、それを苦にしていたことは、原告が、平成 27 年 11 月と平成 28 年 6 月初旬に、2 度にわたって実施されたいじめに関するアンケートの

際に、「くさいと言われる」とか、「友達から臭いと言われた」などと記し、平成28年6月のアンケートの記載を受けて行われた教諭らによる同月6日の原告に対する衛生指導の際にも、原告は、多くの人ではなく、同じ人に体臭のことについてと言われる旨を訴えていたことから明らかである。そして、原告は、被告夢衣から臭いと言われていたために平成27年11月のアンケートに上記の回答をしたと供述しており（原告7頁）、被告Yも、女子テニス部員に対し、原告の体臭について話題に出したことそのものは認めていることからすれば、被告Yによる原告の体臭についての話が、原告の耳に入ったということは十分考えられることであり、この点の原告の供述も信用することができる。

(ウ) 被告Yが、ノートに「臭い」と書き込みをして、原告に見せるようにしたことがあったという点については、原告がその旨の供述をするものの、それを見た回数は具体的にはよく分からず、最終的には1回だったと思うというのであって（甲8，原告4，18頁）、同供述から直ちに、被告Yが、原告に見せる目的をもって、ノートに「臭い」という書き込みをしたとは認められない。

(2) 被告Yの上記(1)アの各行為の違法性について

ア いじめ防止対策推進法2条1項は、「いじめ」とは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と規定するところ、原告は、被告Yが行った上記(1)アの各行為によって、嫌だな、怖いなどといった苦痛の感情を持ったことが認められる（甲8，原告3，7,10頁）。

しかし、ある生徒の行為が他の生徒にとって心身の苦痛を感じさせるものであるとしても、中学校は、いまだ人格的に未成熟な生徒が他の生徒

との集団生活を通じて人格を形成する教育的な場であり、その過程で不愉快な経験をすることも想定されるところであって、不愉快な思いをした行為が直ちに違法な不法行為に該当するということとはできない。他の生徒に心身の苦痛を感じさせた行為が不法行為に該当するか否かを判断するに当たっては、その具体的な行為の性質、それがされた前後の具体的な状況、行為の継続性等を総合的に勘案し、社会通念上許される限度を超えているか否かを検討すべきである。

イ(ア) 被告 Y が、平成27年6月頃、美術の授業の際に、原告が描いていた被告 Y の似顔絵を見て、小さな声で「きもい」などと発言したことについては、絵に対する感想をそのまま単発的に述べたというものにすぎず、執拗に言いつのつたとか、クラスメートにも聞こえるように大声で言い回ったとか、発言方法自体として威圧的あるいは嘲笑的と評価できるようなものではない。そして、原告と被告 Y は、中学校に入学後、同じクラスであったものの、親しい友人のグループは重なっておらず、両者の関係に何らかの問題があったとはうかがわれないことからすれば、被告 Y は、自分自身が被写体として描かれている恥ずかしさからそのような発言をしたのではないかとする陳述書(乙4)の記載内容は信用することができ、被告 Y に、原告に対する嫌がらせ、又は原告の絵を否定的に評価する意図があったとまでは認められない。

そうすると、被告 Y の上記の発言は、社会通念上許される限度を超えるものであるとはいえず、不法行為に該当するとはいえない。

イ(イ) 被告 Y が、原告の隣の席になった頃から、マスクをしたり(時には二重にマスクをした。)、原告の席との間に少し距離を空けたりしたこと、また、原告の体臭を感じると、顔をしかめ、原告との席が離れた後も、原告の様子を気にして原告のことを見るがあったことについては、原告の体臭が気になったために上記の行為を行ったものであり、原

告に対する差別的な意図をもって行われたとは認められない。

原告は、体臭について特段問題はなく、被告 Y が特に臭覚に敏感だともいえないのに、被告 Y が、原告に対する悪意をもって上記行為を行ったものであると主張する。

5 しかし、被告 Y は、原告の隣の席になって間もなく、原告の体臭が
気になり、原告本人や担任には申告しにくいことから、両親である被告
Y母及び被告 Y父に相談し、被告 Y父が、担任の甲 教諭に相談したこ
とからすれば、被告 Y は、原告の体臭を感じることにについて悩んでい
たものと認められる。そして、原告の母は、原告が小学校高学年のとき
10 から、体臭が気になり、制汗剤の使用を学校に申し入れて、持込みを許
可してもらったと認められることも踏まえると、原告の体臭が気になっ
たために上記の行為を行ったとする被告 Y の供述は信用することがで
き、原告に対する悪意をもって行われたものとまでは認められない。

15 以上の事情に加え、 教諭は、被告 Y父又は被告 Y との面談の際
に、デリケートなことなので、原告に直接指導することは難しい旨を述
べていて、教諭を介した解決は期待できなかったことも考慮すれば、被
告 Y がマスクをした行為は、原告の体臭が気になった同被告が、自身
の不快感を減らそうして行ったものということができ、花粉症等の理由
によりマスクをしていた生徒が同じクラスに複数いた（原告本人 17 頁）
20 ことを踏まえても、相当性を欠くものであったとは認められない。また、
被告 Y が原告の席との間に少し距離を空けたり、顔をしかめたことにつ
いては、これを目にした原告の心情が害されることについての配慮が
求められたといえるが、原告の体臭を感じて反射的に出た行動である可
能性は否定できず、原告に意図的に嫌な思いをさせるとか、原告をから
25 かうといった要素があったとまで認めるに足りる証拠はない。そして、
被告 Y が、これらの行為をしていた期間も、原告の隣席に座っていた

平成27年10月頃から再度の席替えが行われた平成28年1月頃までの、2、3か月間程度にすぎなかったものである。被告Yは、原告の隣席を離れた後も、原告を気にして見ていたことはあったものと認められるが、被告Yが原告をにらみつけたかどうかは、専ら原告の感じ方にとどまるものというべきであって、あえてにらみつけたと評価するには足りず、それ自体が不法行為を構成するとはいえない。

以上の事情を総合的に考慮すれば、被告Yの上記の行為は、社会通念上許される限度を超えた違法な不法行為に当たるとはいえない。

(ウ) 被告Yが、女子テニス部員との間で、複数回にわたり、原告の体臭についての話をしたことについては、たとえ原告に面と向かって発言することなく、結果的に原告の耳に入ったとしても、体臭という個人の努力では変えられるとも限らない体質にも関する機微なことについて、友人らとの間であえて話題にするということ自体、話題にされた者がその事実を知れば、心情を害することは確かであり、配慮が求められたというべきである。他方で、被告Yが、そのような会話内容を、原告に意図的に聞かせようとしたことを示す証拠はなく、未成熟な中学生が、学校生活を送る上で親しい友人のグループが形成されることを踏まえると、原告の体臭について気になっていた被告Yが、親しい友人に対して、自分の悩みを相談した、あるいは、ある種の不満や愚痴を述べて賛同を求めたという性質を有することは否定できない。そして、かかる会話が交わされたことによって、被告Yや女子テニス部員による原告に対する具体的な嫌がらせが行われたとも認められない。

そして、原告は、平成27年11月の武井甲との二者面談の際に、今はいくさいと言われることはないなどと話し、平成28年6月6日の衛生指導の際にも、原告が、多くの人ではなく、同じ人に体臭のことについて言われる旨を話したことからすれば、被告夢衣によって、原告の体臭

について陰口が広められ、テニス部の女子生徒を中心とするいじめが、平成28年6月に原告が登校できなくなるまで継続したと認めることはできない。

以上の事情を総合的に考慮すれば、被告Yによる上記の行為は、社会通念上許される限度を超えるものであるということとはできず、不法行為に当たるとは認められない。

ウ 以上によれば、被告Yの上記(1)アの各行為は、いずれも不法行為と評価することはできないから、その余の争点について判断するまでもなく、原告の被告Yに対する請求は理由がない。

3 争点(4) (被告Y母及び被告Y父の損害賠償責任) について

上記のとおり、被告■は不法行為責任を負わないから、その両親である被告Y母及び被告Y父は、民法709条及び同法714条1項のいずれによっても損害賠償責任を負わない。

第4 結論

以上によれば、原告の請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

甲府地方裁判所民事部

裁判長裁判官

鈴木 順子

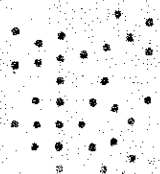
裁判官

荻原 弘子

裁判官園田稔は、転補につき、署名押印することができない。

裁判長裁判官

鈴木順子



これは正本である。

令和3年4月27日

甲府地方裁判所民事部

裁判所書記官 山口

綾